



川崎市公報

毎月2回10日・25日発行

発行所

川 崎 市 役 所

(総務企画局総務部法制課)

川崎市川崎区宮本町1

電 話 044-200-2062

FAX 044-200-3748

目 次

条 例

◇川崎市附属機関設置条例の一部を改正する条例(第1号)	1597
◇川崎市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例(第2号)	1597
◇川崎市職員定数条例及び川崎市病院局企業職員定数条例の一部を改正する条例(第3号)	1598
◇川崎市基金条例の一部を改正する条例(第4号)	1598
◇川崎市手数料条例の一部を改正する条例(第5号)	1598
◇川崎市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(第6号)	1600
◇川崎市個人市民税の控除対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第7号)	1600
◇川崎市環境基本条例の一部を改正する条例(第8号)	1601
◇川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例(第9号)	1601
◇川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例(第10号)	1602
◇川崎市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例(第11号)	1603
◇川崎市特別養護老人ホーム及び養護老人ホーム条例の一部を改正する条例(第12号)	1604
◇川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例(第13号)	1604
◇川崎市介護保険条例の一部を改正する条例(第14号)	1605

◇川崎市福祉のまちづくり条例の一部を改正する条例(第15号)	1606
◇川崎市都市公園条例の一部を改正する条例(第16号)	1607
◇川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第17号)	1607
◇川崎市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第18号)	1611
◇川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第19号)	1613
◇川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第20号)	1614
◇川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例(第21号)	1616
◇川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第22号)	1619
◇川崎市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部を改正する条例(第23号)	1621
◇川崎市福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第24号)	1622
◇川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第25号)	1623
◇川崎市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第26号)	1625
◇川崎市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(第27号)	1626

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第8号

川崎市環境基本条例の一部を改正する条例

川崎市環境基本条例（平成3年川崎市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号中「環境施策」を「地球温暖化対策をはじめとする環境施策」に改める。

第11条の見出しを「（環境行政・温暖化対策推進総合調整会議）」に改め、同条第1項中「川崎市環境調整会議」を「川崎市環境行政・温暖化対策推進総合調整会議」に改め、同条第2項中「副市長及び環境施策にかかわる市の関係局長」を「市長、副市長、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長及び市長が定める職員」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第9号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する

条例の一部を改正する条例

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（平成11年川崎市条例第50号）の一部を次のように改正する。

目次中「解体等作業」を「解体等工事」に改める。

第2条第9号中「及び準住居地域」を「、準住居地域及び田園住居地域」に改める。

第63条第1項中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

第6章第8節の節名を次のように改める。

第8節 建築物等の解体等工事に係る石綿の飛散の防止

第67条の2の見出しを「（解体等工事に係る調査の結果の届出）」に改め、同条第1項を次のように改める。

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第18条の15第1項又は第4項の規定による調査（以下「解体等工事に係る調査」という。）の結果、建築物等に同法第2条第11項に規定する特定建築材料（以下「特定建築材料」という。）の使用が確認されたときは、同条第12項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）（規則で定めるものに限る。次項及び次条において同じ。）を施工し

ようとする事業者は、同法第2条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）の開始の日の14日前までに、解体等工事に係る調査の結果について市長に届け出なければならない。ただし、災害その他非常の事態の発生により当該特定粉じん排出等作業を緊急に行う必要がある場合は、この限りでない。

第67条の2第2項及び第3項を削り、同条第4項中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に、「特定排出等工事」を「特定工事」に、「第1項の規定による調査」を「解体等工事に係る調査」に改め、同項を同条第2項とする。

第67条の3第1項を削り、同条第2項中「特定排出等工事」を「特定工事」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同項を同条とする。

第67条の4を次のように改める。

第67条の4 削除

第67条の5第1項中「石綿排出等作業（特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除く。この条において同じ。）」を「特定粉じん排出等作業のうち、大気汚染防止法第18条の17第1項の政令で定めるものに係る特定粉じん排出等作業及び規則で定めるものを除いたもの（以下この条において「石綿排出等作業」という。）」に改め、同項第2号中「特定排出等工事」を「特定工事」に改め、同項第4号中「石綿含有建築材料」を「特定建築材料」に改める。

第67条の6第1項中「第18条の15第1項」を「第18条の17第1項」に、「しようとする」を「要する特定工事を施工しようとする」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条第2項中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同条第3項中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第67条の7中「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改める。

第67条の8を次のように改める。

第67条の8 削除

第67条の9の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改め、同条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「第67条の2第3項」を「第67条の2第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項中第4号を削り、第5号を第2号とし、同項第6号中「若しくは」を「又は」に改め、同号を同項第3号とし、同条第2項中「、石綿排出等作業」を「、その届出に係る特定粉じん排出等作業」に、「作業実施基準」を「大気汚染防止法第18条の14に規定する作業基準」に、「係る石綿排出等作業」を「係る特定粉じん排出等作業」に改め、同条第3項中「第18条の15第2項」を「第18条の17第2項」に、「石綿排出等作業」を「特定粉じん排出等作業」に改め、同

条第4項を削る。

第67条の10の見出し中「特定排出等工事」を「特定工事」に改める。

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例の一部を次のように改正する。

第67条の2を次のように改める。

第67条の2 削除

第67条の3中「特定工事を施工しようとする」を「大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第2条第12項に規定する特定工事（以下「特定工事」という。）（規則で定めるものに限る。）を施工しようとする」に改め、「特定粉じん排出等作業」を「同条第11項に規定する特定粉じん排出等作業（以下「特定粉じん排出等作業」という。）」に改める。

第67条の5第1項第4号中「おける」の次に「大気汚染防止法第2条第11項に規定する」を加える。

第67条の9第1項第1号中「第67条の2第1項、」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中第2条第9号及び第63条第1項の改正規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の条例第67条の2から第67条の10までの規定は、この条例の施行の日から起算して14日を経過する日以後に着手する建設工事（第1条の規定による改正前の条例第67条の2第3項又は第4項の規定による届出がされた石綿排出等作業に係る建設工事であって、同日前に着手していないもの（以下「届出がされた未着手の工事」という。）を除く。）について適用し、同日前に着手した建設工事（届出がされた未着手の工事を含む。）については、なお従前の例による。

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月24日

川崎市長 福田 紀彦

川崎市条例第10号

川崎市旅館業法施行条例の一部を改正する
条例

川崎市旅館業法施行条例（平成15年川崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5項中「に水道水以外の水を使用する場合は、飲用に適する水」を「は、飲料水（水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置によ

り供給される水（以下「水道水」という。）その他飲用に適する水をいう。以下同じ。）」に改め、同表第8項第1号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第2号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に、「水道水」を「飲料水」に改め、同項第3号中「ろ過器を使用」を「ろ過器（浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）を使用」に、「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、同項第5号ただし書中「ろ過器を」を「ろ過器等を」に、「ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管（以下「ろ過器等」という。）」を「ろ過器等及び循環配管（湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）」に、「ろ過器等の」を「ろ過器等及び循環配管内の」に改め、同項第6号中「遊離残留塩素濃度」の次に「又はモノクロアミン濃度」を加え、「1リットル中0.2ミリグラム」を「遊離残留塩素濃度にあつては1リットル中0.4ミリグラム以上、モノクロアミン濃度にあつては1リットル中3ミリグラム」に改め、同号ただし書中「、原湯若しくは原水の水素イオン濃度が高くこの基準を適用することが不適切な場合」を削り、同項中第18号を第20号とし、同項第17号中「上り用湯」を「上がり用湯」に、「上り用水」を「上がり用水」に改め、「遊離残留塩素濃度」の次に「及びモノクロアミン濃度」を加え、同号を同項第19号とし、同項中第16号を第18号とし、第15号を第17号とし、第14号を第16号とし、同項第13号中「洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓へ温水を送るための調整箱」を「調節箱（洗い場の湯栓及びシャワーに送る湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号中「ろ過器等」の次に「及び循環配管内」を加え、「気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「」及び「」という。）」を削り、同号を同項第14号とし、同項第11号中「集毛器」の次に「（浴槽水を再利用するため、浴槽水に混入した毛髪及び比較的大きな異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）」を加え、同号を同項第13号とし、同項中第10号を第12号とし、同項第9号中「原湯を貯留する」を削り、「（以下「貯湯槽」という。）」を「（原湯等を貯留する槽をいう。以下同じ。）」に改め、同号を同項第11号とし、同項中第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 水位計配管は、1週間に1回以上、消毒すること。

(9) 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）は、気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適宜清掃及び消毒を行うこと。